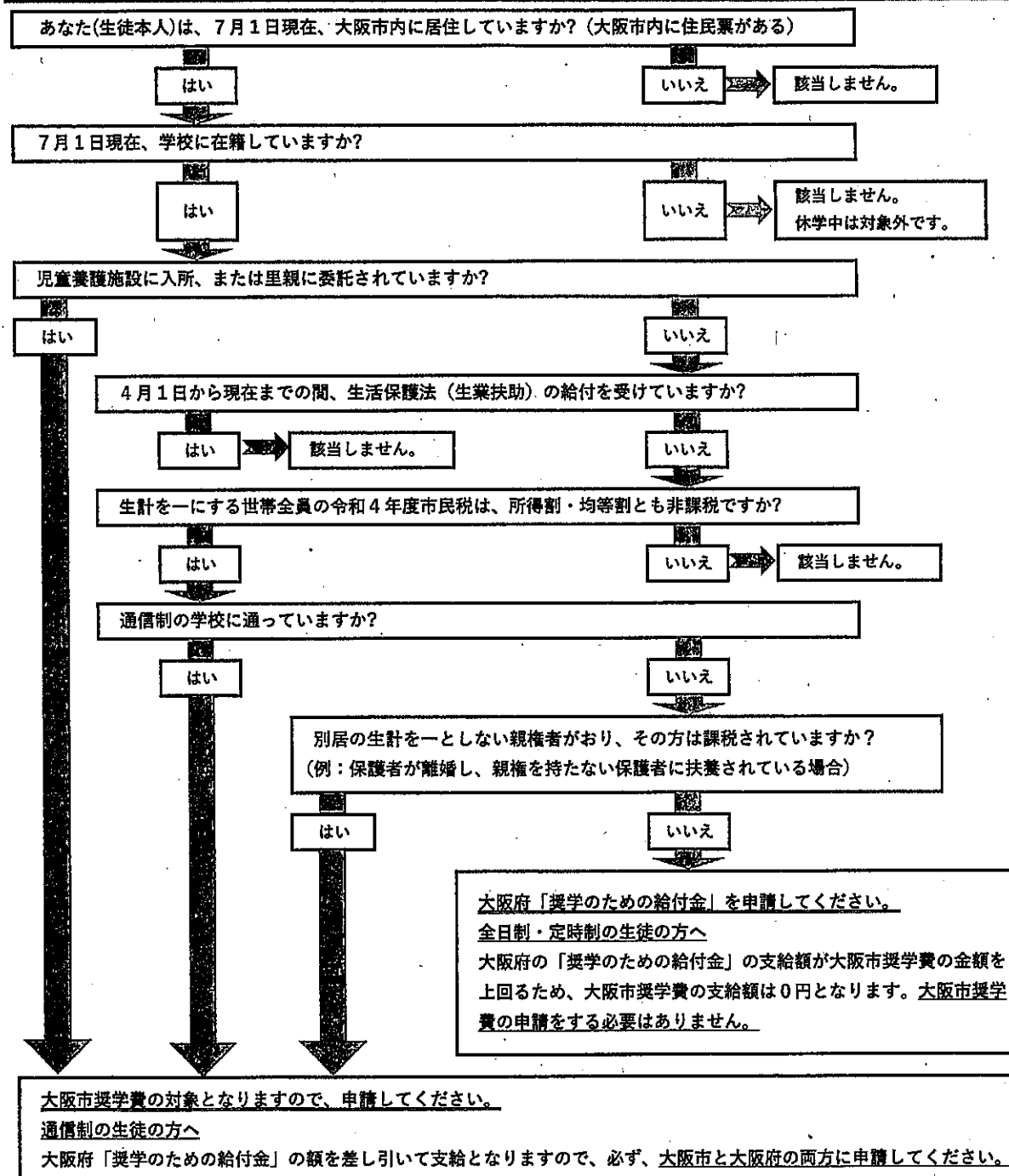


### 大阪市奨学費募集案内

大阪市教育委員会では、経済的理由のために、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「学校」という。）での修学が困難な生徒に対して、奨学費制度を実施しています。

次のフローを確認のうえ、申請を希望する方は学校から募集要項と申請書を受け取り、学校の指定する期限までに学校に提出してください。

#### 大阪市奨学費対象者確認フロー



※他の問題旨の給付型奨学金等を受給している場合、大阪市奨学費は支給の停止又は減額をします。大阪府「奨学のための給付金」の支給対象となる場合、大阪府「奨学のための給付金」の申請の有無にかかわらず、大阪府「奨学のための給付金」が支給されたものとして、大阪市奨学費の支給額を算定します。

# 令和4年度「大阪市奨学費奨学生」募集のお知らせ

#### ◇概要

経済的な理由のために高等学校等への修学が困難な生徒に対して、給付型奨学金「大阪市奨学費」を支給する制度です。

#### ◇資格

- (1) 大阪市内に住民票がある生徒
- (2) 市民税非課税世帯に属する生徒 又は 児童養護施設入所者、里親に委託されている生徒 (生活保護法における高等学校等就学費の給付を受けている者を除く)
- (3) 学業が優良で、生活の全般を通じて行いの善良な生徒

#### ◇支給上限額

- ・第1学年に属する生徒(入学年度に限る) … 年額 107,000 円※
- ・上記以外の生徒 …… 年額 72,000 円※

※ 大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、府の給付金額を控除した金額が市奨学費の支給上限額になります。

※ 府の給付金額が市奨学費を上回る場合は、大阪市奨学費は支給されません。

※ 他の給付型の奨学金を受給する場合は、併給調整(支給停止・減額)を行います。

◇募集要項配付・申請期間 ※希望者は事務室まで早めに書類を取りにきてください。6月23日(木) ~ 7月1日(金) 厳守!

◇提出先 清風学園 奨学金担当( 事務室 )まで

#### ◇注意事項

- ・希望者は申請期間内に奨学金担当まで必要書類を添えて提出してください。
- ・申請期間を過ぎると申込みできません。
- ・「大阪市奨学費」は毎年申請が必要です。

＜問合せ先＞  
 大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター  
 事務管理担当 就学支援グループ  
 (TEL:06-6115-7641)  
 月～金 9:00～17:30